

東京都市計画高度利用地区の変更（渋谷区決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

- イ 電気、ガス等の供給処理施設のために必要となる設備等
ウ 車両の出入り口に安全確保のために設置する施設

(注4) 育成用途

新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針における文化・交流施設、商業施設、子育て支援施設、質の高い住宅とする。

渋谷区内のその他の既決定の地区	面 積	位 置
高度利用地区 (代官山地区)	約 2. 2 h a	代官山町及び猿楽町各地内
(神宮前四丁目地区)	約 1. 2 h a	神宮前四丁目及び五丁目各地内 笹塚一丁目地内
(笹塚駅南口地区)	約 0. 5 h a	千駄ヶ谷五丁目地内
(千駄ヶ谷五丁目北地区)	約 0. 7 h a	神宮前六丁目地内
(神宮前六丁目地区)	約 0. 6 h a	渋谷二丁目地内
(渋谷二丁目17地区)	約 0. 5 h a	道玄坂二丁目地内
(道玄坂二丁目南地区)	約 0. 8 h a	
小 計	約 6. 5 h a	
合 計	約 7. 5 h a	

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

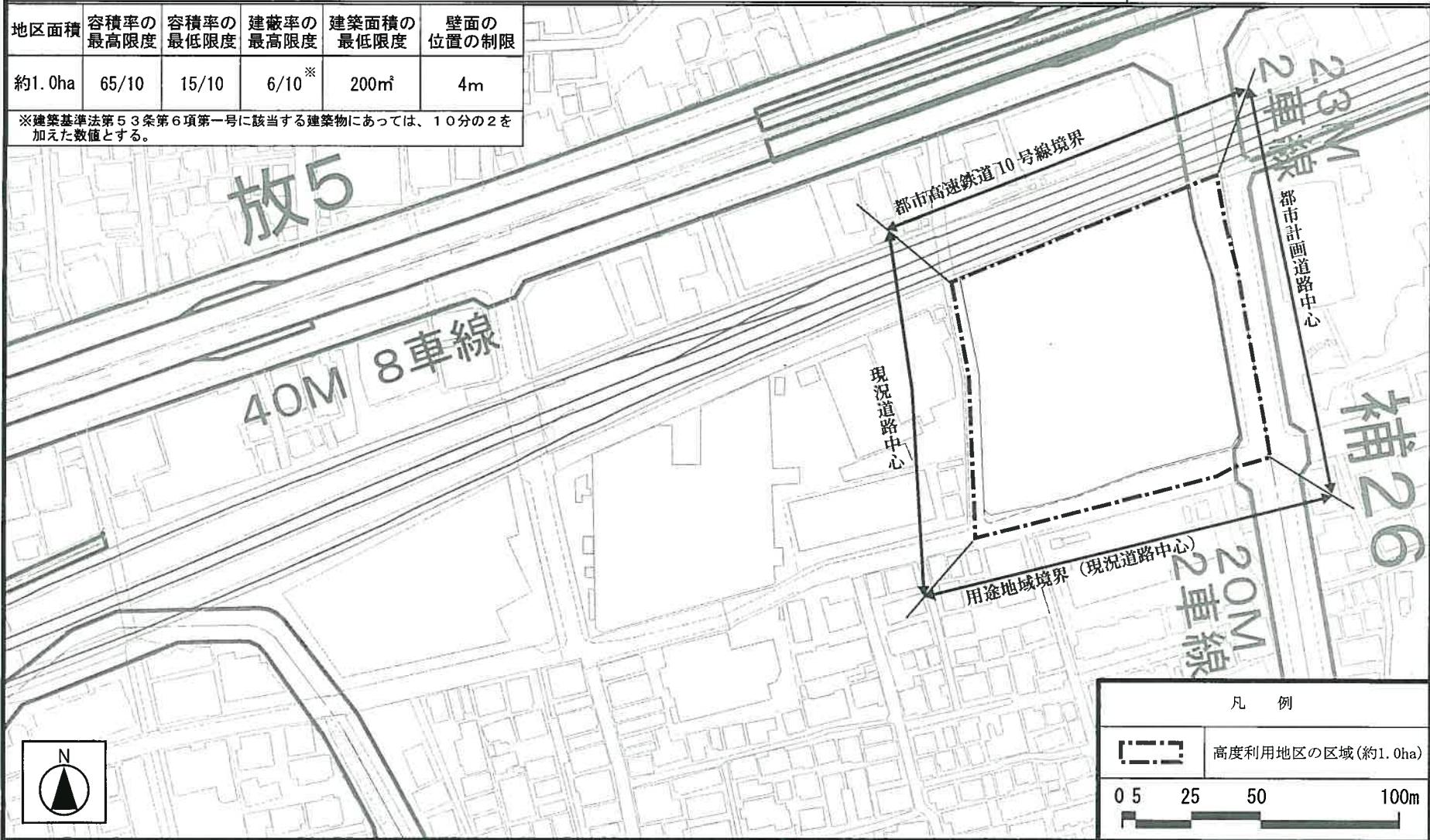
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

変更概要

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
1	渋谷区笹塚一丁目地内	指定なし	高度利用地区 (笹塚駅南口東地区)	約 1. 0 h a	既決定地区 代官山地区 神宮前四丁目地区 笹塚駅南口地区 千駄ヶ谷五丁目北地区 神宮前六丁目地区 渋谷二丁目17地区 道玄坂二丁目南地区

東京都市計画高度利用地区
笹塚駅南口東地区 計画図 1 区域図

[渋谷区決定]

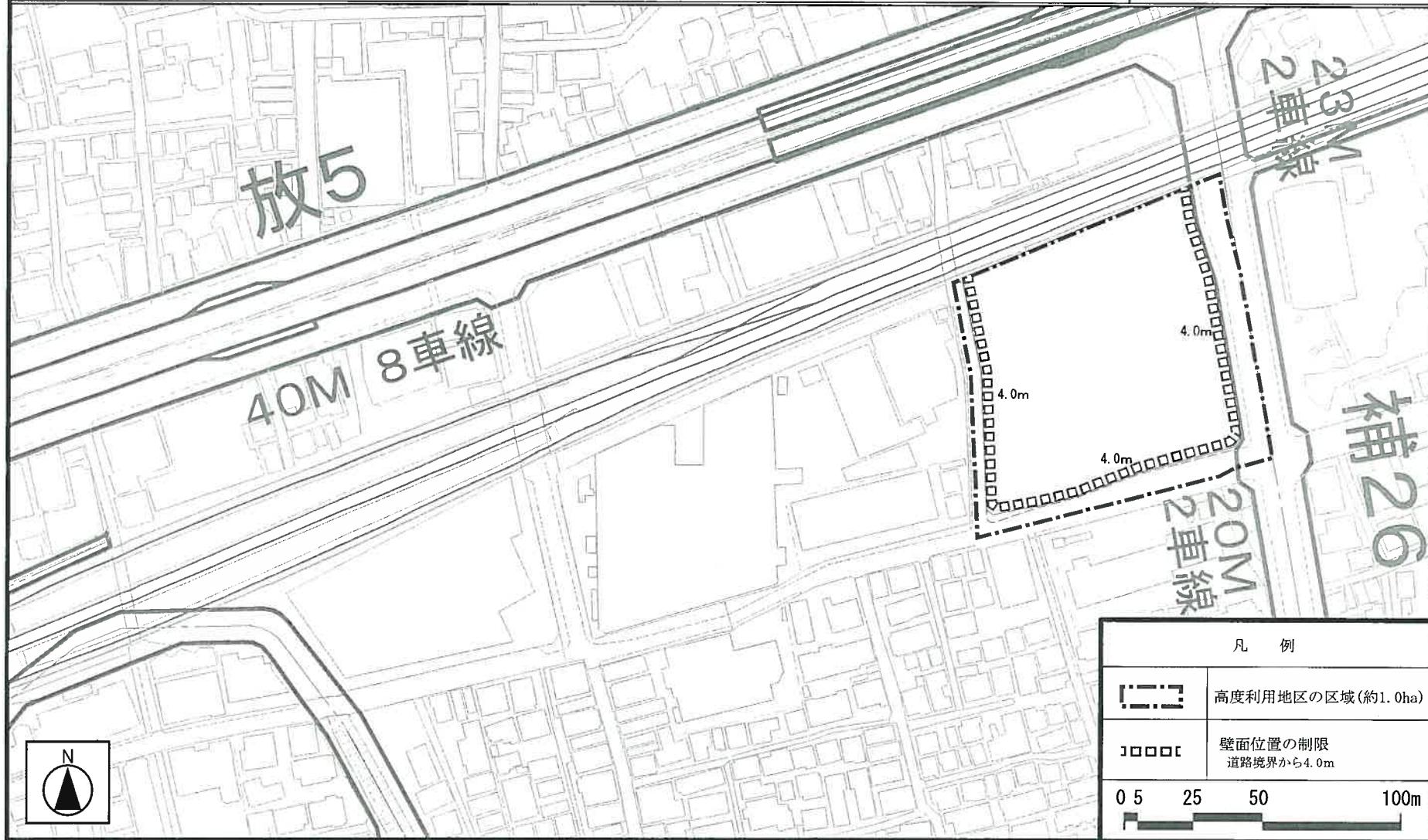


この地図は、東京都縮尺2,500分の1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) MMT 利許第04-113号、令和4年8月24日 (承認番号) 4都市基街都第199号、令和4年9月20日

東京都市計画高度利用地区

笹塚駅南口東地区 計画図 2 壁面の位置の制限

[渋谷区決定]



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) MMT 利許第 04-113 号、令和 4 年 8 月 24 日 (承認番号) 4 都市基街都第 199 号、令和 4 年 9 月 20 日